

○ 河川、湖沼、海岸

※指定する区域については、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。

整理 番号	路 線 名	特別規制地域	普通規制地域	備考
		指定する区域	指定する区域	
301	天竜川		鹿島橋から長野県との境界までの区間及びこの区間の両岸からそれぞれ200メートルの等距離線の範囲内の地域	
302	八丁池	全区域及び全区域の湖岸から500メートルの等距離線の範囲内の地域		
303	一碧湖	〃		
304	浜名湖	浜松市以外の全区域及び全区域の湖岸から200メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する湖西市の市街地域を除く。）	全区域の湖岸から500メートルの等距離線の範囲内の地域	
305	伊豆海岸	伊東市新井汐吹崎から伊豆市と沼津市との境界までの海岸線から500メートルの等距離線の範囲内の地域		